

令和3年6月定例総会

令和3年6月10日開催

議 事 録

土佐清水市 農業委員会

令和3年度第3回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年6月10日(木) 午前10時～11時

2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一会議室

3. 出席委員 (13人)

会長	5番	中山 巖
職務代理人	1番	黒原 一寿
	2番	岡崎 直正
	3番	山本 美加
	4番	橘 なぎさ
推進委員	1番	岡田 弘重
	2番	池田 克彦
	3番	横山 保幸
	4番	宮上 昌三
	5番	上野 清吉
	6番	弘田 好希
	7番	田邊 晶一
	8番	池 俊伸

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

議案第1号 農地法第5条の申請に係る意見の審議について

議案第2号 農用地法利用集積計画(利用権の設定)の審議について

議案第3号 農用地利用配分計画(案)について意見聴取について

議案第4号 非農地証明の審議について

議案第5号 その他の件について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長	和泉 政彦
事務局係長兼農林水産課長補佐	岡田 哲治
事務局員	田邊 元寛
農林水産課農業係 係長	出口 直人
農林水産課農業係	中脇 成哉
農林水産課農業係	山本 葵

議長

(中山会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会

6月定例総会を開会致します。

この際、本日の遅刻・欠席者につきまして、報告致します。

本日は遅刻・欠席ともにありません。

議長

(中山会長)

それでは議事に移ります。本日の議題は、

議案第1号 農地法第5条の申請に係る意見の審議について

議案第2号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について

議案第3号 農地法利用配分計画（案）について意見

聴取について

議案第4号 非農地証明の審議について

議案第5号 その他の件について

以上の審議をお願いします。

なお、本日の議事録署名委員して

3番 山本委員

4番 橋委員 の2名を指名致します。

それでは議事に移ります。発言の際には挙手の上、指名を受けてから発言をお願いします。

議長

それでは、

(中山会長)

議案第1号 農地法第5条の申請に係る意見の審議についての審議を行います。 担当者の説明を求めます。

事務局(岡田)

議案書1ページになります。

5条の所から説明します。所有者じゃない方が、農地以外の物にするための目的で、農地を購入するという5条案件で上がってきています。

借人、貸人の関係は親子であります。

親が持っている土地に子供が住居を建てるという申請がございます。

現況は3ページ目をご覧ください。

柿の木が植わっているようなところを潰しまして、家と駐車場を建てるという計画でございます。

4ページ目に敷地の使い方でございますが、隣に土地をもっているお父さんがいますので、お父さんの所に進入路を通るということで、浄化槽はお父さんの所のマスを經由して溝に

流していくという形の計画です。

家の平面図は5ページ目についております。

6ページ目に県に提出する意見書を載せております。

農地区分ですが、7ページ目に大きく拡大したものが
ありますので、ご説明します。

農地区分で言いますと、第2-1-(1)-カ-(ア)という形になり
まして、

第2というのは、農地又は採草放牧地の転用という案件と
いうのを示しております。

1.に関しては第4条第6項関係の農地を農地以外のものに
するものが出す手続きということです。

(1)が営農条件等からみた農地の区分に応じた条件を満た
しているというところでは

カはその他の農地第2種農地で家を建てるということです。

(ア)の条件は問題がないかどうかという部分で農地として

使うことが難しいので、宅地としても問題はないでしょ

うという第2-1-(1)-カ-(ア)の中身となっております。

その中身の検証ですが、農地区分と転用目的は先ほど説明
した通り、妥当という判断をしました。

資力ですが、信用借入金の証明を銀行からもらってきてお

り、確認しておりますので適当であると判断しました。

申請許可に遅滞なく供するというところでは、許可を受けてから 6 か月以内に建築という部分も確認しておりますので妥当ではないかと判断しております。

許可ですが、溝に水を流してよいか、日照状況の所は建築確認申請中でございますので、确实としています。

農地以外の土地の利用見込みは宅地として使用するの确实であると判断しました。

計画申請の妥当性は、適当としておりますが、1件、県とのやり取りの中で、駐車場が広すぎるのではないかとこの部分での指摘もございますので、ご審議が終わった後、県とのやり取りの中で、駐車場の妥当性は指摘の可能性があると思っております。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、農地が隣にもありましたが、親が持っている農地ですので問題はないと判断しております。

一時転用ではありませんので適当としています。

一番下の所、聞き取り調査ですが、中山会長と行ってきましたが、家が建つことによって、近隣の方が水の排水はどうなるがやろうか、日当たりはどうなるがやろうかと心配をされ

ておられましたので、ただし書きとして

許可が相当とみとめられる場合に付すべき条件として、

宅地建築にあたっては、近隣住人とのトラブルが無いように

しっかりと話し合いを行ってくださいという条件を付けま

した。

なぜかという、同意書がその方と得られていないという状

態だったので、1つ条件を付する形で意見書を取りまとめま

したので、これで妥当かという審議をよろしくお願いします。

先ほども言ったように、現地には中山会長と行ってきました。

中山会長

現地に行ってきました。今まで暮らしてきた近隣の方とト

ラブルが無いようにと事務局と2人が話してきました。

以上です。

事務局（岡田）

附則で、農業委員会としての権限ですが、農地を宅地にして

いいのかを判断できるのが農業委員会になります。

家が建って、トラブルが起こっても切り離して考えないと

いけない所で、農業委員会が決定できるのは、この農地に建

てていいかどうか、5条の申請がいいかどうかだけです。

議長

（中山会長）

以上で、議案についての説明が終わりました。

横山委員

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

事務局、会長の方から説明があったように、問題はないと思います。

6ページの周辺の農地に係る支障もないようなので、いいのではないのでしょうか。

議長

(中山会長)

その他ありませんか。

ないようなので、これより採決に移ります。

議案第1号 農地法第5条の申請に係る意見の審議について
議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求め
ます。

挙手全員であります。よって本件は議案のとおり承認致します。

議長

(中山会長)

続いて

議案第2号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議に
ついての審議を行います。3件の審議となっておりますが
関係する案件ですので説明後に合わせて裁決を求めると
致します。

それでは、担当者より説明を求めます。

事務局（中脇）

議案 8 ページをご覧ください。

第 2 号議案 農用地利用集積計画 利用権の設定の審議に

ついて整理番号 3-002～3-005 について説明します。

今回 3 名の者から申請がありました。

借受人は、津呂で新たにグリーンパイヤで農業経験を始めるため、利用権の設定を行いたいとのことです。

まず、3-002 からご説明していきます。

借受人、地区元町、氏名、住所、年齢は記載のとおりです。

所在地は大谷、屋敷田 255、地目は田、面積は 1.057 m²

作物は露地にてグリーンパイヤの栽培を行う予定です。

始期は令和 3 年 6 月 15 日。期間は 3 年間で終期が令和 6 年 6 月 14 日となっています。

賃料につきましては、11,099 円で現金払いとなっています。

続きまして、3-003 の説明をしていきます。

ページは 9 ページをご覧ください。

借受人、地区元町、氏名、住所、年齢は記載のとおりです。

所在地は大谷、徳谷 266、地目は田、面積はこの後説明する

案件と半分にするため、3,882 の半分の 1,941 m²となっています。

作物は露地にてグリーンパパイアの栽培を行う予定です。

始期は令和 3 年 6 月 15 日。期間は 3 年間で終期が令和 6 年 6 月 14 日となっています。

賃料につきましては、20,381 円で現金払いとなっています。

続きまして、3-004 のご説明を行います。

ページは 10 ページをご覧ください。

借受人、地区、氏名、住所、年齢は記載のとおりです。

所在地は大谷、徳谷 266、地目は田、面積はこの後説明する

案件と半分にするため、3,882 の半分の 1,941 m²となっています。

作物は露地にてグリーンパパイアの栽培を行う予定です。

始期は令和 3 年 6 月 15 日。期間は 3 年間で終期が令和 6 年 6 月 14 日となっています。

賃料につきましては、20,381 円で現金払いとなっています。

続きまして、3-005 のご説明を行います。

ページは 11 ページをご覧ください。

借受人、地区窪津、氏名、住所、年齢は記載のとおりです。

所在地は大谷、徳谷 268-3、地目は畑、面積は 581 m²となっ

ています。

作物は露地にてグリーンパイヤの栽培を行う予定です。

始期は令和3年6月15日。期間は3年間で終期が令和6年6月14日となっています。

賃料につきましては、6101円で現金払いとなっています。

事務局（中協）

今回の審議の前に申請までの経緯の説明をしていきます。

申請の前に申請者のお孫さんから相談がありまして、将来的には、国の事業を活用していきたいという相談でした。その国の事業の対象となるのが、経験を始めてから5年以内の方が対象で、最大5年間が対象になります。

就農は今すぐにではなく、今後栽培だけではなく、出荷、販売の一通りの技術も身に付けてから就農したいという相談の内容でした。

その相談があった後日に、利用権の設定をしたいという相談がありました。

津呂地区で営農経験を積みたいということで、利用権の設定をしたいということですが、地区より耕作をするなら、口約束でなく正式な契約等を交わしてほしい。ということです。

利用権の設定にあたり、独立して就農する際に、先ほどの国の事業との関係がありまして、最大限に5年間活用したいという希望があり、農業の経営を始めたとみなされる条件の1つである、自分の名義で借りるということを選けるために、ご両親の名前で利用権の設定をしたいということですので。

ご両親、祖父の名前で申請して、基本的には、ご両親、祖父が栽培をし、子供が手伝い、補助に入る。ということですので。

今回の審議にあたって、利用権の設定を受ける者の備えるべき要件として、市の基本構想というものがありますが、耕作すべき農用地全てを効率的に利用して事業を行うと認められること。

耕作に必要な農作業に常時従事すると認められること。

その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。といった条件があります。

事務局（岡田）

今話があったように、市の基本構想にそぐうかどうかといった判断をしてくださいというのが一つ。

基本構想は何に基づいているかということ、農業基盤促進法という法律の中で決まっているものになっていますが基本構想のビジョンに合致している計画ですかというのが1つ

です。農地すべてを借り受ける方が、法律的に全部使うかどうか判断基準となります。

次に必要な農作業従事日数 3 条に書いていますが、150 日以上農業をしますかというのが判断基準です。

継続的かつ、安定的に農業に取り組みますかという要件が 3 つ目になります。

今後の規模拡大の意思がある等、利用権を結ぶ上で確認してくださいね。ということであります。

中山会長

現地確認に行きました。

地目は田んぼやけど、ほとんど傾斜の畑みたいなところでした。長年荒らした土地でありました。

事務局（出口）

利用権の設定の対応について、本来なら 5 月のタイミングで利用権の設定を行う予定でしたが、相続の問題があり、できないということでここを整理して、新たに審議していただきましょうということでひと月ずれたというのはあります。

中山会長

地元では、年齢もやけど、経験がないにできるか？という声もありました。

橘委員

存続期間が 3 年というのはなぜでしょうか。

大体5年以上じゃないですか？作物の問題ですか。

中山会長

パパイヤは、可能性のある作物かもしれんけど、うちの場合
は、1年ですべて枯れてしまうから3年したら3作できる
ということはあるかもしれないです。

橘委員

国の利用権設定で5年くらい事業を継続してないといかん
のやない？そのために利用権設定があるがやない？

事務局（岡田）

若い子が独立就農する際に、国から支援事業があつて、それ
は5年間使えますが、既に農地を借りているという実績が
あつたらそこからのスタートになりますね。

津呂地区の都合で利用権や受委託を結んでほしいという話
があつて、口約束では貸せないと言われてはいますが、若い子
の名前で借りてしまうと、その最大の5年間が受けれなく
なるので苦肉の策で申請者はお父さんやおじいちゃんの名
前になっているかもしれないです。

それが、妥当なのかを審議していただきたいです。

中山会長

孫のを祖父が借っちゃうというのはわからんでもないけど、
妥当かどうか。

宮上委員

立石ではもう3.4年前から作りようみたいだけど、今年は
すごく良いみたいで、面積も拡大しているみたいですね。

そこへ若い人が入って毎年、経験、知識を習得していると思
うけど。菜花にしろ、本人の意欲はすごくあって良いと思
うがやけど、やっぱり本人が契約をせんという所は腑
に落ちんね。

中山会長

これは、本人が申請したら何も問題はない話なが。

山本委員

本人が申請して農業をしていくのが一番良い。

でも、子供が今働いている所をやめて、本人が経営していく
となると生活ができるかどうかというリスクは高いですよ
ね。パパイヤだけでは生活は成り立たない。辞めてしまうと思
う。

事務局（出口）

補足します。

本人と面談をさせていただいています。

市としたら、新規就農者の推進というのを進めていかない
といけないというのがあります。ただし、利用権の設定とい
うのも適切に判断してもらわないといけませんね。

一番最初は、農業を経験してみたい、経験も含めて。その後
農地を探して、津呂があったと。

ただ、津呂が中山間地域直接支払交付金の関係で、口約束で
仮に荒らされると、地区に返還金が出るのできちんと利用
権や、受委託というのを結んでほしいと言われたのが始ま

りでした。地区からすれば法的な利用権が、農業委員会によって認められたものと、受委託というのは個人間のものなので、農業委員会に出てこないというものの違いかなと思います。

中山会長

まずは、従事日数の150日がクリアできるかどうかを確認してもらわないかんね。

岡崎委員

今、問題になっちょうのは、利用権の設定で150日以上従事できるかどうかかながやね。

作業受委託は1年更新できるけんね。

本人がどうしても利用権やないとだめというなら話は別やけど、とりあえずは作業受委託を結んで、それから、今後もできると目途がついたら利用権の設定をしたらどうでしょうか。

真摯にやる気のある若い子がやってくれるというのは無駄にしたいくないね。

議長

(中山会長)

それでは、この議案についてはもう一度市の元で話し合いをしていただくということで、賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件の議案は保留とさせていただきます。

議長

それでは、

(中山会長)

議案第3号 農用地利用配分計画(案)について意見聴取についての審議を行います。担当者の説明を求めます。

事務局(出口)

14ページをご覧ください。

第3号議案 農用地配分計画(案)についてです。

5月の農業委員会定例総会で審議をしていただきました農地9筆になります。

全体の借り受け面積が14,346㎡、今回中間管理機構を通じ
利用権の設定をする面積が14,346㎡となっております。

令和3年度の経営所得安定対策では、飼料用米が208.8a

主食用米が93.8a、合計302.6aとなっております。

お米の作付け以外にも、ブロッコリーなどの作付けを行っています。

14ページの農用地の借り受け見込みの設定する、今回の配分計画案を農業公社に送付して知事の公告が出たら機構が
借りている残りの期間、終期の令和8年5月11日までの借

り受けとなります。

15 ページをご覧ください。

15 ページには借受選定理由書を付けています。

市内で中間管理事業を通じて、農地の集積を進めたいと手を挙げられた方の一覧を載せています。

この中で、うちの基本事項への適合から検討して丸が一番多い方を優先して配布したいということになっております。

選定理由詳細についてはページの下の方へ

1-①から 3-④まで載せておりますので参考にしていただければと思います。

以上で説明は終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

(中山会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があれば
お願ひいたします。

池委員

事務局の説明のとおりです。

借り受け選定が地元の人なので、いいのではないしょうか。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長

以上で議案についての説明が終わりました。

(中山会長)

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

岡崎委員

中間管理機構から5年前に契約して、5年の満了で継続しての契約じゃないかと思います。

地元でありますのでよろしいと思います。

弘田委員

国営農地の中しっかりやってくれると思う。いいと思います。

議長

(中山会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第3号 農用地利用配分計画(案)について意見の聴取について、議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件は議案のとおり承認致します。

議長

それでは、

(中山会長)

議案第4号 非農地証明の審議について

の審議を行います。担当者の説明を求めます。

事務局（岡田）

20 ページをご覧ください。

非農地証明の願いが出ております。

土佐清水市非農地証明基準についてご説明します。

農地法が施行されて以降、人間的に転用した土地で、転用事実から 20 年以上経過している場合は、非農地証明が発行できません。

申請理由の所をご覧ください。

平成 11 年 10 月頃に、この土地に居住及び倉庫を建てて、それ以来現在に及んでいます。平成 11 年 10 月以降『宅地』となっていて、今後も『宅地』として利用したい。ということ。申請人が遠方に住んでいて、帰省時に使うものである。ということです。以上です。

上野委員

5 月 25 日現地確認に行きました。

記載のとおりです。

議長

以上で、議案についての説明が終わりました。

（中山会長）

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 4 号 非農地証明の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求め
ます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認致します。

議長

それでは、次に移ります。

(中山会長)

議案第5号 その他の件について行います。

① 次回開催日について

次回の定例総会は、令和3年7月6日(火)午前10
時から。会場は土佐清水市役所第一会議室にて行い
ます。

② その他

その他審議が必要なことはありませんか。

ないようですので、これをもって6月定例総会を閉会と致
します。